

ねこらぼ 飼育ボランティア規約

1. 飼育ボランティア（以下、一時預かり主）について

一時預かり主はねこらぼへの申込が必要となります。譲渡に関してはねこらぼのルールに従っていただきます。交配・繁殖をされている方は応募出来ません。

2. 所有権について

預かり猫の所有権はねこらぼにあります。

本規約記載内容に対して違反が認められた場合、ならびに事実の隠ぺいまたは虚偽があった場合、一時預かり主は預かり猫をすみやかにねこらぼに返還する事とします。

いかなる場合においても一時預かり主はねこらぼからの預かり猫の返還請求に応じていただきます。

3. 飼育環境について

一時預かり主は預かり猫を完全室内の適切な飼育環境において安全に飼育していただきます。猫には人間の食べ物は与えず、年齢や体質に合ったキャットフードを与えてください。

一時預かり主はねこらぼからの預かり猫の面会請求に応じていただきます。

一時預かり主はねこらぼから飼育状況の改善要求が出された場合には誠意を持って対応し、預かり猫の飼育にふさわしい環境を整える義務を負います。

ねこらぼはその為の相談に応じ、アドバイスをする義務があります。

一時預かり主は一時預かり中に転居する場合は必ず事前にねこらぼに報告しなければなりません。

4. 消耗品について

一時預かり主はフード、猫砂等の代金をご負担下さい。

5. 医療費について

一時預かり主は預かり猫の医療費をご負担下さい。猫の譲渡が決まりしだい返金できます。預かり猫は未手術の場合、問題がなければ必ず避妊去勢手術をすることとします。

ほか医療措置が必要な場合、事前にねこらぼへ連絡し判断を仰いでください。事前に連絡がない場合は、医療費をお支払いできない場合があります。

6. 寄生虫について

一ヶ月に一度寄生虫の駆虫、予防薬を投与して下さい。

以上